

長崎県立大学バイアウト制度実施規程

令和4年12月7日
規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、長崎県立大学（以下「本学」という。）のバイアウト制度（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、競争的研究費による研究プロジェクトの研究活動を行う教員が、当該プロジェクトの直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出することで、研究プロジェクトに専念できる時間を拡充させ、プロジェクトの一層の進展と本学の学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金配分機関 競争的研究制度を実施する機関
- (2) 研究代表者等 競争的研究費を獲得した本学に所属する研究代表者又は研究分担者をいう。
- (3) バイアウト経費 競争的研究費の直接経費から支出する本学の教員が行う業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費をいう。
- (4) 部局 長崎県公立大学法人組織規則第5条に規定する学部及び学科をいう。

(対象事業)

第4条 バイアウト経費の支出が可能な事業は、資金配分機関がバイアウト経費の支出を認めている事業とする。

(対象者)

第5条 バイアウト経費の支出が申請可能な者は、研究代表者等とする。ただし、研究分担者については、この取扱いに定めるもののほかに各競争的研究制度の定めがある場合は、これに従うものとする。

(対象業務)

第6条 バイアウト経費の支出が可能な業務は、研究活動及び組織管理運営以外の業務であって、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 研究代表者等が担当する講義の代行
- (2) 研究代表者等が担当する講義へのゲストスピーカーの招聘
- (3) 研究代表者等が担当する講義への補助者（以下「TA」という。）の雇用

2 前項の業務の適用科目区分については、別表のとおりとする。

(経費の上限及び算定方法)

第7条 バイアウト経費の上限額は、資金配分機関が定める支出上限額または分担金を除いた研究代表者等の1年間の直接経費で研究の遂行に支障をきたさない範囲とする。ただし、分担金を除いた研究代表者等の1年間の直接経費が100万円以下の場合は、直接経費の30%をバイアウト経費の上限とする。

2 バイアウト経費は、本学の規程及び通知等に基づき算定する。

(申請手続き)

第8条 本制度の利用を希望する研究代表者等は、所属する学部長を經由しバイアウト制度利用申請書(様式第1号、様式第2号、様式第3号)により学長へ申請するものとする。

2 申請を受けた学長は、申請の内容及び当該科目を所管する教務委員会の判断を確認し、当該申請の承認又は不承認を決定し、所属する学部長を經由し申請者へ通知する。

(対象期間)

第9条 前条に定めるバイアウト制度の承認期間は、バイアウト経費支出の財源となる競争的研究費が執行可能な研究期間のうち単年度とする。

(代行者の選定等)

第10条 業務の代行を行う者は、本学の常勤教職員(特任教職員含む。)以外の者とする。

2 業務の代行を行う者は、原則として研究代表者等自身が確保し当該科目を所管する委員会等が通常実施する手続きにて、教育活動等に支障をきたす恐れがないと承認された者とする。

(複数の研究費からの支出)

第11条 1つの代行業務において、複数の研究費から支出することは認めない。

(業務の制限)

第12条 研究代表者等は、本制度により確保された研究時間をバイアウト経費を支出した

研究に充当し、それ以外の業務に充ててはならない。

(実績報告)

第 13 条 研究代表者等は、各年度末までに本制度の活用実績をバイアウト制度利用報告書（様式第 6 号）にて報告するものとする。

(雑則)

第 14 条 この規程の規定にかかわらず、資金配分機関において別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、バイアウト制度に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

本規程は、令和 4 年 12 月 7 日から施行する。

別表（第6条関係）

対象科目	対象外科目
全学教育科目（教養セミナー除く）	教職科目
学部共通専門科目	大学院科目
学科専門科目（ゼミナール除く）※	全学教育科目（教養セミナー）
	学科専門科目（ゼミナール）※

※看護学科は、「看護研究方法論」及び「卒業研究」、栄養健康学科は「専門演習」を「ゼミナール」と読み替えて適用する。